

# 総務常任委員会

令和3年9月16日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹	○小城 世督	大森恒太郎
井上 卓也	横田 敏文	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
政策財政課長	福居 哲也	税 務 課 長	福田 善行
同 課 長 補 佐	竹山 潔	会 計 管 理 者	黒崎 益範
教 育 次 長	栗本 公生	教 委 総 務 課 長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	三原 進也	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、井上委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、大森委員、井上委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件はお手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第24号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案の（1）議案第24号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは、議案書末尾、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されたことに伴い、本条例にお

いて所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、（１）特定個人情報の訂正時の通知先の変更といたしまして、特定個人情報の情報提供ネットワークシステムの設置及び管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い、特定個人情報の訂正の請求に基づき、特定個人情報の訂正を実施した場合における関係機関への通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に変更するものでございます。次に、（２）引用条項の整理といたしまして、番号法において号番号の繰下げがありましたことから、本条例におきまして、番号法の規定を引用する条項について、整理を行うものでございます。

続きまして、２．施行期日についてであります。公布の日から施行することとしております。

以上、１．付託議案の（１）議案第２４号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第２４号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第２５号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福田税務課長。

税務課長 おはようございます。それでは、1. 付託議案の(2)議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

税務課長 本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。それでは、恐れ入りますが、議案書末尾の条例の要旨をご覧くださいいただけますでしょうか。

今回の町税条例の一部改正は、令和3年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、この法律による改正内容のうち、令和4年1月1日以後に施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

それでは、1. 主な改正内容についてご説明させていただきます。

はじめに、(1)個人町民税に関するものとしたしまして、①個人町民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しについてであります。まずこの改正の背景としたしましては、国外居住親族に係る扶養控除等の適用につきましては、所得要件の判定において、国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得がある親族でも控除の対象とされているとの課題がございました。このことから、令和2年度の税制改正におきまして、扶養控除について、その対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、扶養親族の人数を用いて算定する均等割、所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。なお、30歳以上70歳未満の国外居住親族であっても、留学している者、障害者、生活費や教育費として年38万円以上の送金を受けている者は、引き続き扶養控除等の適用対象となります。施行期日は、令和6年1月1日で、令和6年度課税から適用いたします。次に、②個人町民税におけるセルフメディケーション税制の延長についてであります。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合のセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について適用期間を5年間延長し、令和8年12月31日までとするものであります。施行期日は、令和4年1月1日

で、令和9年度課税まで適用します。

以上、議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何とぞ、温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ①ですけれども、これ町内で対象者というのはどれぐらい見込んであるんですか。

委員長 福田税務課長。

税務課長 対象者、令和3年度課税で、現在非課税の方としておられる方については2名おられるところでございます。

木澤委員 先ほど、38万円という金額の基準、言っていましたけど、この改正以前はどのような状況だったんでしょうかね。

税務課長 38万円という規定、今回設けさせてもらうものでございますけれども、以前は国外の扶養親族の方に送金をしているという要件になっておりました。ですからその金額要件というのは定められていなかったところでございます。今回の改正によって38万円以上送金している方については、引き続き対象とするという改正内容でございます。

木澤委員 そうすると、以前は例えば、1万円送っていても、1人控除対象となっていたんでしょうか。

税務課長 国のほうで所得税の算定においてどこまでが対象になっていたかという金額の規定はございませんので、確かなことは言えませんが、原則として送金しているという書類が確認できたら対象とされていたということでございます。

木澤委員 ちょっと心配するのは、以前は例えば10万円だったら10万円送金してて1人

扶養だと認められていたのが、38万円未満なのか以下なのかちょっと分かりませんが、になると対象にならないということになると、その人の負担が増えてしまうということになるんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうなのでしょう。

税務課長 扶養控除の考え方ですけど、通常は扶養控除される場合は、所得の少ない親族の方を扶養される場合、その必要な費用がかかってくると、そういう経済的な負担が生じることから、その負担を調整するために扶養控除の規定が設けられているものでございます。今回の38万円という規定ですけど、所得税におきまして、扶養控除ですね、受けられる金額というのが38万円になっておりまして、38万円の送金をしていけば、38万円の控除を受けられるということですので、経済的な負担としては、その38万円以上送金されている場合は控除としてみなされるものですので、一定、措置のほうはされているものと考えております。

木澤委員 法改正された背景っていうのは、どういうものでしょうか。

税務課長 法改正の背景といたしましては、以前、会計検査院におきまして、国外居住親族、こういった方が扶養されているかということの調査がなされております。その時に調査対象が300万円以上の控除を受けておられるかたを対象に調査を行ったものですが、この調査の結果、国外に居住している配偶者の兄弟、配偶者の叔父、叔母といった方についても扶養親族とされている方が多数おられたという実態がございました。そのことから、国内の居住親族の方につきましては、所得要件で扶養される方ですね、扶養受ける方の所得要件がありますが、国外についてはその要件が把握できなかったと。そういったことについてどういった適正な課税としていったらいいのかという視点で、今回実際に働いておられるであろう30歳以上70歳未満の方については扶養の控除と、国外居住親族については控除の対象から外されたということでございます。ただ、実際に所得が少ないだろうと思われるような留学生の方、障害者の方、そして38万円以上の仕送りを現に受けておられる方については引き続き対象とするものでございます。

木澤委員 そしたら金額の基準を決めたというのは、38万円送金していても、38万円控除があるから、負担にはならないでしょうというような考え方なのかなと思います

けども。はいわかりました、結構です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第25号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居政策財政課長。

政策財政 課長 それでは、議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

政策財政 課長 それでは、本補正予算の内容につきましてご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、第10款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目 地方特例交付金の第1節 個人住民税減収補てん特例交付金で、令和3年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により47万1千円の減額をお願いするものであります。次に、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、令和3年度の普通交付税交付額の決定により

2億8,285万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、認可外保育施設等の利用児童数が当初見積りを上回ることから、子育てのための施設等利用給付交付金44万4千円の増額、第6節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、令和2年度の精算交付分21万3千円の増額をお願いするものであります。8ページをお願いします。第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、学校法人斑鳩学苑による小規模保育所整備の支援にあたり、国の補助制度を活用することから、保育対策総合支援事業費補助金2,133万3千円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、町内の認知症対応型共同生活介護事業者による非常用自家発電設備整備の支援にあたり、国の補助制度を活用することから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金252万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第2節 児童福祉費負担金22万2千円の増額、第7節 介護保険低所得者保険料軽減負担金10万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、令和2年度決算剰余金を活用し、財源不足の補填のために予算化していた基金取崩が不要となったことから1億1,959万5千円を減額させていただくものであります。

9ページにお移りいただきまして、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、令和2年度会計の決算剰余金の確定により3億6,609万1千円の増額をお願いするものであります。次に、第22款 町債、第1項 町債では、第5目 臨時財政対策債で、令和3年度の発行可能額の決定により4,820万円の減額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

10ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第5目 財産管理費の第24節 積立金で、歳入で申しあげました令和2年度決算剰余金を活用し、財政調整基金積立金2億円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 徴税费では、第2目 賦課徴収費の第22節 償還金利子及び割引料で、個人住民税における配当割・株式等譲渡所得割控除不足分などの還付見込額が当初見積りを上回ることから、償還金410万円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認知症対応型共同生活介護事業者による非常用自家発電設備整備を支援することから、地域介護・福祉空間整備等補助金252万6千円の増額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、第22節 償還金利子及び割引料で、令和2年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから1,166万1千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、歳入で申しあげた低所得者保険料軽減負担金の精算交付分として介護保険事業特別会計への繰出金42万6千円の増額をお願いするものであります。11ページにお移りいただきまして、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました認可外保育施設等の利用児童数が当初見積りを上回ることから、保育料無償化補助金88万8千円の増額、第22節 償還金利子及び割引料で、令和2年度の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴い超過交付分を返還することから664万1千円の増額をお願いするものであります。第2目 保育園費では、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました学校法人斑鳩学苑による小規模保育所整備を支援することから、民間保育所施設整備費補助金2,400万円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第4目 歴史街道ネットワーク事業費の第18節 負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いかるがマルシェの開催が中止となったことから、その開催補助金200万円の減額をお願いするものであります。

12ページをお願いします。第9款 教育費、第5項 社会教育費では、第2目 公民館費の第14節 工事請負費で、東公民館研修室のエアコンの老朽化に伴う取替工事を行うことから97万9千円の増額をお願いするものであります。第6項 保健体育費では、第3目 町民プール運営費の第12節 委託料で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町民プールが営業中止となったことに伴い、その運営に要する費用433万9千円の減額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源2億6,064万6千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてであります。第7款 土木費、第5項 住宅費の公営住宅改修事業にお

いて、長田団地B棟の長寿命化工事の実施にあたり、調査及び改修工法の検討に時間を要し、本年度末までに完了させることができないことから、7,900万円の予算措置をお願いするものであります。次に、第3表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげましたとおり、地方債の変更として、臨時財政対策債で、限度額を4億140万円に減額する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政課長 以上で、議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴議長。

議長 12ページのまん中の町民プールですけど、今年、非常にざくばらんに話させてもおて、昨年と違って非常に雑草とか管理していただいて、また子どものプール、ちょっとぞうさんが潰れているなど、ちょっと思った、あれも修理されているように私は見受けております。あのあたりこれ費用としてマイナス、マイナスになっている、誰がやってくれてはるのかなと思っておったんですが、そのあたり分かれば教えてください。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 まず子ども用のプールにつきましては、ブルーシートで覆われていると思うんですけども、あれ修理しているのではなくて、劣化を防ぐために、ブルーシートで覆っているということをご理解いただきたいと思います。あと、プールの中の雑草につきましては、6月から一応清掃点検入っていますので、その時は業者にしていただいて、それ以外はうちの職員が定期的に町民プールに出向いてですね、管理しているというところをご理解いただきたいと思います。

議長 正直言って、こういう休むっていいですか、プールの期間がふた月とかなっている中で、いい管理っていいですか、非常に小学校の隣ですし、住民さんが前通られても、非常に気持ちのええ、憩の家もありますし、そういう形で今後も、ほかの施設も全部私見えてません、自分の近くやから、よく前通るんで見ておりますけども、そういうような姿勢で今後ともよろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(4)陳情第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議会事務局の説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、陳情第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務局 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情の趣旨は、地方財政の厳しい状況に対し、令和4年度地方財政対策と地方税制改正に向け、地方税財源の充実を求める意見書を提出されたいというものでございます。なお、この文書につきましては、全国町村議会議長会から奈良県町村議会議長会に依頼されたものであることを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 必要なものなので、採択して意見書を提出するというのでいいと思います。

委員長 ほかの皆さん方はどうですか。

( な し )

委員長 それでは、本陳情書について、委員皆様のご意見をお聞きする中で、意見書を提出すればということであります。よって、本陳情については、当委員会として、採択すべきものとして決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

陳情第1号については、当委員会として採択すべきものと決しましたが、意見書について、発議方法などをどのようにするのか、委員皆さまのご意見をお伺いいたします。 木澤委員。

木澤委員 全委員さん、賛成しておられてますんで、委員長も問題なければ、委員会発議で行っていただければと思います。

委員長 それでは、意見書を作成し、当委員会の発議により提出するとのことですので、意見書の内容について取りまとめるため、暫時休憩いたします。

( 午前9時32分 休憩 )

( 午前9時37分 再開 )

委員長 再開いたします。それでは9時50分まで休憩いたします。

( 午前9時37分 休憩 )

( 午前9時50分 再開 )

委員長 再開いたします。ただいま、まだ意見を聞く中でまだ多少取りまとめに時間がかかりそうですので、10時15分まで休憩いたします。

( 午前 9時51分 休憩 )

( 午前10時15分 再開 )

委員長 再開いたします。  
休憩中に取りまとめました意見書案で皆様方よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを国の関係機関に提出するべきとし、当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
よって、当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。  
次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及

び活用に関するることについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関するることについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回の当総務常任委員会でご報告させていただきました秋季特別展、続・聖徳太子の足跡、遠つ飛鳥と近つ飛鳥の関連行事として、11月6日土曜日の午後1時30分より、斑鳩町中央公民館 大ホールにて、斑鳩町文化財活用センター長の東野治之氏と大阪府太子町教育委員会教育次長の池田貴則氏による聖徳太子墓をテーマとした歴史講演会の開催を計画しております。新型コロナ感染症拡大防止対策としまして、定員は100名とし、参加者については事前に先着順による募集を行うこととしております。なお、当講演会につきましては、展示会と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じたうえでの開催とし、今後の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、発掘調査についてであります。前回の当総務常任委員会でご報告させていただきました、いかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましては、小吉田交差点から服部川までの調査区の調査をほぼ終え、次の服部川より東側の調査区の調査の準備を進めておるところでございます。現時点において顕著な遺構、遺物は確認されておられません。

次に、史跡藤ノ木古墳秋季石室特別公開についてであります。今年度の秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開につきましては、現在の新型コロナ感染拡大の状況と感染拡大防止の観点から開催を中止とさせていただくことといたしました。

次に、奈良大学と共同で実施をしておりました法隆寺北側の寺山に所在する(仮称)寺山北古墳群の測量調査につきましては、8月27日をもって無事に終了いたしました。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関するることについてのご報告であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 第50回いかるがの里・法隆寺マラソンの開催について、理事者の報告を求めます。 栗本教育次長。

教育次長

それでは、生涯学習課より各課報告事項(1)第50回いかるがの里・法隆寺マラソンの開催につきまして、資料1に基づきましてご報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度に実施予定でありました第50回いかるがの里・法隆寺マラソンにつきましては、令和3年度に延期をされたところでございます。現在におきましても、新型コロナウイルス感染拡大が続いており先行き不透明な状況ではありますが、ワクチン接種などが進められていることもあり、令和3年度の大会につきましては、日本陸上競技連盟が示しているロードレース再開のガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染対策を講じたうえで、令和4年2月11日に開催することが、去る8月24日に開催されました、いかるがの里・法隆寺マラソン実行委員会におきまして、決定されたところでございます。その実行委員会におきまして、今回、新型コロナウイルス感染対策として、大会の一部を見直しされております。それらを資料の中ほど、大会の見直し事項として記載をさせていただいております。大きく見直した部分といたしましては、種目につきまして10kmコースは中止しハーフマラソンのみ行うこと、定員につきましては最近の本大会の参加人数の半数となる600名とすること、スタート時刻をランナーが長時間の滞在とならないように午前9時15分スタートとすることなどとなっているところでございます。なお、例年、開催当日、斑鳩小学校運動場で実施をしておりましたサービスコーナーや、午前中開催をしておりました、斑鳩三塔健康走ろう会はそれぞれ中止をすることとしております。

次に、今回、第50回大会の記念大会となりますので、その記念の内容でございます。資料の下段の4で記載をしております。今回、法隆寺のご協力によりまして、法隆寺西大門から中門前を通過し夢殿まで、法隆寺の境内を特別に走行させていただくこととなっております。また、第50回記念のオリジナルTシャツを参加賞として配布し、参加者の皆さんにそのTシャツを着ての走行を呼びかけてまいりたい

というふうに考えております。また、ゴール地点ではゴールするランナーを迎え入れる盛り上げ策なども検討しておりまして、参加者とともに第50回記念大会を喜びたいというふうに考えているところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症に関わり大会を中止する場合の規定もあらかじめ定めております。資料の裏面の中段やや下に大会中止規定を抜粋をしております。

まず、令和4年1月11日以降に、緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置等が奈良県もしくは斑鳩町に発出された場合は大会を中止します。次に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等は発出されていなくても、令和4年1月11日以降に奈良県もしくは斑鳩町からイベント中止の要請がされている場合も大会を中止させていただきます。さらに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等は発出されていなくても、国内感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、大会を開催することで、参加者の安全確保が困難であると実行委員会が判断した場合は中止できることとしており、今後の新型コロナウイルス感染の状況を見極めながら、大会の実施あるいは中止を判断してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、本マラソン大会につきまして、パークウェイの横断やパークウェイ内を走行するコースとなっておりますが、パークウェイや法隆寺線の交通量も年々飛躍的に増加しており、これ以上、パークウェイの横断あるいはパークウェイの車道を走行するマラソンコースは車の大渋滞を招き、それを避けるため住宅内を迂回する車などが多くなり、安全安心の大会運営が非常に難しくなっており、大会運営に協力をいただいております西和警察署からも国道より北側でコースを設定するよう強く指示されているところでございます。そういった状況から、いかるがの里・法隆寺マラソンは今回の第50回をひとつの区切りとして、今後新たなコース設定、新たな名称でマラソン大会を企画していきたいと考えているところでございます。

また、新たなマラソン大会の企画等がまとまりましたら、当委員会にもご相談、ご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。第50回いかるがの里・法隆寺マラソン開催についての報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

これ参加費を徴収するという形になると思うんですけど、中止になった場合です

ね、参加費はどうされるんですか。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 もし、中止が決定した場合、それまでにかかった大会の運営費を差し引きまして、クオカードで返金をする予定に現在しております。

木澤委員 そうした場合、オリジナルTシャツの活用方法ですね、どういうふうに考えてはるんですか。

教育次長 もうすでにTシャツができている場合、Tシャツは参加賞として申し込みされた皆さんにお配りして、その分は差し引いてクオカードで返金させていただきます。

木澤委員 事前にその辺もきちんと説明していただいて、後々混乱することのないようお願いしたいのと、あと、毎年大会を開催するにあたって、スポーツクラブ等に立っていただいて、旗振りとかやっていただきましたけども、あれはどうなるんでしょうかね。

教育次長 今回、サービスコーナーと当日の記録発行証なども密を避けるために中止をしておりますけども、その代わり法隆寺の参道とか、コースを一部見直してますので、例年どおり動員をお願いして協力を、毎年と同じ人数でご協力をお願いする予定でいます。

木澤委員 その際のコロナ対策というのはどういうふうに考えていますか。

教育次長 参加者はもちろんですけども、スタッフ、当日のボランティアの方も2週間前から健康管理をしていただいて、事前にチェックシートをお渡しします。その項目に2週間以内に該当する場合は、当日は参加を見送っていただくというところをお願いをしようと思っております。

木澤委員 いつもだいたい割り当てで、どこどこから何人ぐらい出てくださって、同規模

でやろうと思うと、沿道が密になるのではないかというのを心配するんですけど、それは間隔開けて立ってくださいとか、そういう指示もきちっとしてくれはるんですか。

教育次長 その辺の対策は十分講じて、皆さんに周知をしまいたいと考えています。

委員長 ほかに、よろしいですか。

( な し )

委員長 ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 大森委員。

大森委員 教育委員会にお聞きしたいんですけど、コロナ禍ではあるんですけど、地震とかその辺いつ起きてもおかしくないときやと思うんですけど。防災頭巾とか、そういったものというのは、小学生・中学生に対して持たせてたりはするんですか。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務課長 現状、防災頭巾の準備は、それぞれ各自がしているというところにはございません。

大森委員 今、西小学校で用務員室が物置になっていると思うんですけども、そこにシャワー室とかそういったものがついていると思うんですけど、そういったところで有効活用する案というのはあったりしますか。

教委総務課長 かつて用務員室であったところの場所でのご質問だと思うんですけども、現在設備につきましては、ガス等の配管は一旦止めております。従いまして設備についても、復旧するとなれば再度構築しなおすという形も必要となってまいりますので、一定規模の経費もかかってまいりますことから、少し計画には時間を要するのかなというところで考えているところでございます。

大森委員 ぜひ、あるものなので、お金もかかることだと思うので、要望だけしておきます。あと、もう1点だけ。コロナで夏休み明けから午前中授業の、午後からオンライン授業をやられていると思うんですけど、僕もニュースで見た限り12月からまたコロナ患者さんが増えるという形に、今データが出てますけども、その時に、今はまた通常授業に戻っていると思うんですけども、午前中授業して、午後からオンライン授業にするとか、そういったことは考えていらっしゃるのでしょうか。

教委総務課長 具体的な基準というのは設けてございませんが、当然、感染症の拡大が著しいというようなことが見られました折には、今回の経験も参考としながら実施することも今後は検討する必要があると思っております。

大森委員 ありがとうございます。共働き世帯が非常に増えていく中で、もしそれだけは教育委員会の判断にもよると思うんですけども、ぜひとも早い判断をしていただきたい。どうしても子どもたち、保育所もそうですし、小学校もそうですし、11歳以下の方っていうのは、ワクチンも打てない状況になりますんで、そこでクラスターが起こってしまったら、意味がないと思うんで、その早い判断というのをお願いしたいと思います。以上です。

委員長 ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。次に、継続審査について、お諮りいたします。お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要す

るものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

( 午前10時31分 閉会 )